

祇王小学校応援団会則

(名称)

第1条 本会は、祇王小学校応援団（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、

- (1) 学校における教職員によるきめ細かな指導の充実を図るとともに、様々な体験や交流活動を通して、児童に地域の一員としての自覚と郷土愛の心を育成する。
- (2) 地域住民等の学習成果の活用機会を学校教育に生かすことにより、地域ぐるみで子どもを育てる意識を涵養し、学校および地域の教育力向上と生き生きとした祇王のまちづくりを推進する。

ことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 児童の教科等学習への支援活動
- (2) 学校環境整備等への支援活動
- (3) 児童の安全確保への支援活動
- (4) その他学校が必要とする支援活動

(組織)

第4条 本会は第2条の目的に賛同する個人、団体および企業（以下「応援団」という。）をもって組織する。

- 2 本会は「妓王まちづくり推進協議会」（以下「まち協会」という。）の推進団体であり、まち協会の青少年育成運営委員会の推進組織とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監査 2人
- (6) アドバイザー 2名

- 2 本会は必要に応じて顧問を置くことが出来る。顧問は本会の助言、相談に応じるものとする。

(役員を選出)

第6条 役員はまち協会役員および運営委員の中から互選により決定するものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時または会長が欠けた時はその職務を代行する。
- 3 幹事は、会務の執行に当たる。
- 4 監査は会計を監査する。
- 5 アドバイザーは、学区自治連合会長とまち協会会長がその任に当たる。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(学校応援団コーディネーター)

第9条 本会に学校応援団コーディネーターを1人おく。

- 2 学校応援団コーディネーターは、学校長が推薦し、会長が委嘱した者とする。
- 3 学校応援団コーディネーターは、応援団員や各種団体と連絡を取り、学校に派遣するための連絡調整を行う。

(会議)

第10条 本会の会議は役員会および事務局会議とする。

- 2 役員会は、会長が招集する。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、会計、幹事、アドバイザーをもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 事業計画および事業報告
 - (2) 予算および決算
 - (3) この会則の改廃
 - (4) 役員選出
 - (5) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 会長は、役員会に応援団コーディネーターおよび学校担当職員を出席させることができる。
 - 3 役員会は、年2回開催する。

(事務局会議)

第12条 事務局会議は、応援団コーディネーター、学校担当職員をもって構成し、事業の進捗状況および学校支援の連絡調整を図るものとする。

- 2 事務局会議は、必要に応じて適時開催する。

(会計および会計年度)

第13条 本会の運営に要する経費は、補助金及びその他の寄付金をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局をコミセンギおうに置く。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

付則 : この会則は、平成24年4月1日から施行する。
この会則は、平成25年6月30日から施行する。
この会則は、平成27年6月13日から施行する。
この会則は、平成28年6月11日から施行する。

